

田舎館村商品券作製・配布事業取扱店募集要項

1. 趣旨

田舎館村が実施する「田舎館村商品券作製・配布事業」における、商品券の取扱店を募集するための、必要な事項について定める。

2. 取扱店の募集受付期間

令和5年 5月22日（月）から令和5年6月20日（火）・・・一次締切

令和5年10月31日（火）までは随時受付いたしますが、一次締切後に登録申し込みがされた場合は、商品券郵送時に同封する取扱店一覧には掲載されない。

3. 商品券の使用期間

令和5年8月1日（火）から令和5年11月30日（木）

4. 商品券の使用範囲等

商品券は、取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券や、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税及び地方税、使用料等の租税公課
- (6) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (7) 公序良俗に反するもの

5. 取扱店の資格

本事業の商品券を取扱うことのできる者は、田舎館村に事業所または店舗等を有する事業者とする。

6. 商品券の取扱い上の注意事項

取扱店は次に掲げる事項を注意し商品券を取扱うこととする。

- (1) 商品券を受け取ったときは、再使用を防止するため商品券裏面の所定欄に取扱店名を記入すること。受け取った時に、既に取扱店名が記入されている商品券は受け取りを拒否すること。
- (2) 使用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に偽造されたものでないかを確認すること。色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに田舎館村商工会へ報告すること。
- (3) 商品券の額面以下の使用の場合でも、おつりは出さない。
- (4) 使用期間を過ぎた商品券は使用できないため、受け取らない。
- (5) 商品券の換金期限切れについては、田舎館村及び田舎館村商工会では対応できません。

換金期限切れの損失は、取扱店で対応すること。

7. 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。これに反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ステッカー等を掲示すること。
- (2) 取引において商品券の受取を拒んではならないこと。ただし、商品券が破損、汚損等をし、その程度が大きい場合は、この限りでない。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買は行ってはならないこと。
- (4) 上記、「4. 商品券の使用範囲等」に規定する取引を行ってはならないこと。
- (5) 田舎館村及び田舎館村商工会と連携体制を構築すること。
- (6) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
- (7) 田舎館村暴力団排除措置要綱（平成24年田舎館村告示第14号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) その他田舎館村長が定める事項

8. 取扱店の周知方法

- (1) 田舎館村のホームページ及び広報への掲載
- (2) 田舎館村商工会のホームページへの掲載
- (3) 商品券送付時に、取扱店一覧チラシを同封（一次締切までの登録者を掲載）

9. 換 金

(1) 換金期間

令和5年8月1日（火）から令和5年12月15日（金）

1週間に1回受付締切日を設定し、原則として翌週水曜日に取扱店指定口座へ振り込み。
詳細については、登録取扱店に別途通知する。

(2) 換金方法

取扱店は、田舎館村商工会へ使用済み商品券を提出し、券面記載の金額で換金を申し出る。
田舎館村商工会は、取扱店指定の口座へ振り込み手続きをとる。

(3) 換金手数料

換金手数料は無料です。

10. 取扱店の登録方法

取扱店として登録を希望する事業者は、本募集要項の各項目に同意のうえ、「田舎館村商品券作製・配布事業取扱店登録申込書」（様式第1号）に記入し、郵送、ファクシミリ、または持参により田舎館村商工会へ提出するものとする。

登録に係る費用は無料です。

<登録申込書の提出先>

田舎館村商工会 〒038-1121 田舎館村大字畑中字藤本180
TEL : 0172-58-2417 FAX:0172-58-2404